

健発0401第11号
令和2年4月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の実施について

標記については、「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」（平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知の別紙（以下「実施要綱」という。）により実施していただいているところです。今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしましたので、通知いたします。

また、別紙の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等への周知をお願いします。

新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱 一部改正新旧対照表 (改正箇所のみ抜粋)

(下線部分は改正箇所)

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. (略)</p> <p>第2. (略)</p> <p>第3. 整備対象施設及び設備</p> <p>(1) 施設 新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。</p> <p>(2) 設備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>体外式膜型人工肺及び付帯する備品</u></p> <p>キ <u>簡易病室及び付帯する備品</u></p> <p>第4. (略)</p> <p>第5. (略)</p> <p>第6. (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. (略)</p> <p>第2. (略)</p> <p>第3. 整備対象施設及び設備</p> <p>(1) 施設 新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。</p> <p>(2) 設備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 体外式膜型人工肺</p> <p>キ (新設)</p> <p>第4. (略)</p> <p>第5. (略)</p> <p>第6. (略)</p>

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク (略)

ゴーグル (略)

ガウン (略)

グローブ (略)

キャップ (略)

フェイスシールド (略)

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク (略)

ゴーグル (略)

ガウン (略)

グローブ (略)

キャップ (略)

フェイスシールド (略)